

気象ビジネス推進コンソーシアムにおける
共催・協賛・後援等に関する規程

平成30年3月29日

運営委員会承認

(総則)

第1条 気象ビジネス推進コンソーシアム細則第15条に基づき運営委員会が承認を行う、気象ビジネス推進コンソーシアム(以下「コンソーシアム」という。)における共催、協賛及び後援(以下「後援等」という。)の取扱に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

一 共催

第三者が主催する催しについて、主催者と共同でその催しを開催(企画・運営)することをいう。

二 協賛

第三者が開催の主体となる催しについて、コンソーシアムがその趣旨に賛同し、応援・援助をすることをいう。ただし、応援・援助にあたっては、原則的に経費の負担はないものとする。

三 後援

第三者が主催する催しについて、その趣旨に賛同し、応援・援助する場合であって、その催しへの関与が、名義使用の承認、その催しの周知等の場合をいう。

(使用名義)

第3条 使用を許可する名義は、次のとおりとする。

気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)

(対象事業)

第4条 後援等を行うことができる事業は、気象ビジネス推進コンソーシアム規約第3条の活動に寄与するものでなければならない。

(承認基準)

第5条 後援等を行う事業は、次の各号のいずれかに該当するものが主催するものでなければならない。

- 一 コンソーシアム会員
 - 二 国又は地方公共団体
 - 三 学術研究機関
 - 四 前各号に定めるもののほか、運営委員会がコンソーシアムの趣旨・目的に沿うと認めたる者
- 2 後援等を行う事業は、その内容が次の各号に掲げる要件を満たしているものでなければならない。
- 一 コンソーシアム規約第3条の活動に寄与するものであること
 - 二 事業の対象者範囲がある程度の広さを持つこと
 - 三 特定の政治的又は宗教目的を有しないこと
- 3 前2項に定めるもののほか、後援等を行う事業は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。
- 一 主催者の事業遂行能力が十分であること
 - 二 主催者が社会的に信用しうる者であること
 - 三 公衆衛生、災害防止等について、安全策が講じられていること

(申請手続)

第6条 後援等を希望する団体等の代表者等は、運営委員会に対し後援等の申請に係る資料を提出しなければならない。

(承認)

第7条 運営委員会は、前条の規定に基づく後援等の申請があった場合において、第5条各項のいずれの規定にも適合すると認めるときは、当該後援等を承認し、申請者に対しその旨を伝えるものとする。

(承認の取消し)

第8条 運営委員会は、後援等にあたり、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、後援等の承認を取り消すことができる。

- 一 申請の内容に虚偽があったとき
- 二 申請の内容と異なる事業を行うとき
- 三 コンソーシアムの指示に従わないとき

2 運営委員会は、後援等の承認を取り消すこととした場合は、申請者に対し速やかにその旨を伝えなければならない。

(申請内容の変更等)

第9条 申請者は、申請内容に変更が生じた場合、又は事業を取りやめる場合、

直ちにその旨を運営委員会に届けなければならない。

- 2 運営委員会は、後援等の承認を取り消した場合、コンソーシアムが当該事業に要した経費の全部又は一部の返還を主催者に対して求めることができる。

(規程の変更)

第 1 0 条 本規程は、運営委員会の決議をもって変更することができる。

附則 本規程は平成 3 0 年 3 月 2 9 日より施行する。